

令和6年度 女性管理職等育成ネットワークづくり支援事業

県内企業や団体等で新たに実施する
様々な職種や立場で働く女性が交流できる
ネットワークづくりを支援します！

委託

女性管理職が少ない職場で、管理職になることへの不安や家庭との両立について悩みを抱えている女性従業員の方は少なくありません。

様々な業種や立場で頑張っている女性同士が交流し、悩みを相談したり、身近なロールモデルを見つけたりする機会を通じて、働く女性のネットワークづくりを進めるため、交流会を実施していただける企業・団体を募集します！

事業の内容

県は、女性管理職等の育成のため、以下の目的が達成できる、働く女性を対象とした交流会を企画・提案した企業・団体へ事業を委託します。

- ・参加者同士がキャリアに関する悩みを共有・相談できる
- ・参加者にとっての身近なロールモデルを見出せる

<交流会の構成例>

- ・女性ロールモデルによる講演・懇親
- ・参加者同士のグループワーク
- ・経営者との意見交換会 など

募集概要

[二次募集期限] **令和6年7月26日(金)**

[募集数] 3団体程度 [委託金額] 1団体につき上限50万円

※募集期間終了後、随時募集を行う場合があります。

二次募集!

応募方法

企画提案書を、郵送またはファクシミリ、電子メールで以下の問合せ先にお送りください。
(提案書の様式は、県女性応援課ホームページまたは右下のQRコードからダウンロードできます)
応募いただいた提案書は審査会において審査を行い、後日結果を通知します。



※裏面のQ & Aもご確認ください!

(裏面)女性管理職等育成ネットワークづくり支援事業Q&A

本委託事業で想定される質問事項について、Q&Aを記載します。

| 質問 | 回答 |
|-----------------------------------|---|
| ①法人格を持たない任意団体は事業実施主体になれますか？ | 法人格の有無は問いません。ただし、構成員が5名以上であることや事務所等が県内に所在することなどが条件になります。 詳細は事業実施要領でご確認ください。 |
| ②事業企画提案書を提出すれば委託料が支給されますか？ | 本委託事業は、県が行う審査会で事業採択になった場合に活用できます。まずは、令和6年7月26日(金)までに県へ事業企画提案書等の書類をご提出ください。 |
| ③本委託事業の流れを教えてください。 | 事業企画提案書・収支予算書の提出(事業実施主体→県) 審査会(県 ※書面審査) 審査結果の通知(県→事業実施主体) 委託内容の協議(事業実施主体⇔県) 見積書の提出(事業実施主体→県) 業務委託契約の締結(事業実施主体⇔県) 委託事業の実施(事業実施主体) 完了報告の提出(事業実施主体→県) 完了検査・委託料の支払い(県→事業実施主体) |
| ④県との業務委託契約の内容を変更したい場合はどうすればよいですか？ | 県との変更契約が必要な場合があるので、まずは速やかに県までお問い合わせください。なお、県との変更契約なく生じた経費は委託料の対象外です。 |
| ⑤パソコン、タブレットは委託料の対象になりますか？ | 汎用性がある物品の購入は原則として対象外です。ただし、本委託事業のためにリースしたと認められるパソコンやタブレットのリース料については対象となります。 その他、事業実施にかかる経費については事業目的等に照らし県で可否を判断します。不明な点があれば県までお問い合わせください。 |
| ⑥委託料は概算払してもらえますか？ | 本委託料は、事業完了後に精算払を基本としますが、事業の円滑な実施等やむを得ない場合には概算払い可能です。 |

詳細は、本事業実施要領にてご確認ください。➡
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/299210.htm>)



問い合わせ先

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
(電話)0857-26-7077 (ファクシミリ)0857-26-8196
(Eメール)jyosei-ouen@pref.tottori.lg.jp